

新型コロナウイルス感染症で大変な中「令和2年7月豪雨」で、本県も大きな被害を受けました。被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

このような災害発生時は、便乗した悪質商法や、生活再建などに当たったの消費者トラブルが発生する傾向にあります。

例として▽住宅の後片づけをしていたら、突然訪ねてきた事業者には保険で負担なく直せると言われ、補修工事の契約を迫られた▽浸水被害で生じた不用品を無料回収するというので依頼したが、積み込みなどの名目で別途料金を請求された——などがあります。

ほかにも▽被災者救済のため書類不要で融資するというチラシが入っていたが信用できるか▽消防署を名乗り、災害時の救助活動のため、一人暮らしかどうかを調べていると電話があった——など、内容は多岐にわたります。

不審な電話や訪問は、きっぱり断りましょう。修理工事が必要な場合も、慌ててその場で契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、家族や第三者に相談したりするなどして、慎重に判断しましょう。

保険については、保険会社か代理店にご相談を。個人情報を出さず電話は悪質な勧誘につながる恐れがあるので、耳を貸さず電話を切ってください。

義援金詐欺の事例も報告されています。送金する際は振込口座などが正規の団体のものかどうかを事前に必ず確認しましょう。行政機関が、電話や訪問で義援金を募ることはありません。

困ったときは一人で悩まず、消費者ホットライン（局番なしの3桁188）か、給付金・豪雨関連消費者ホットライン（0120-213-188＝土日祝日含む午前10時～午後4時）に連絡してください。